

令和5年10月20日

報道機関各位

葛城市役所保健福祉部介護保険課

介護保険料の算定誤りについて

介護保険料の賦課について、住民税の過年度更正に伴い介護保険料を遡って更正した一部の方に対し、保険料を過大または過少に算定していたことが判明しました。

市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 経緯

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない」と規定されています。

当市では各年度における「最初の保険料の納期」を特別徴収(年金天引き)・普通徴収(納付書、口座振替等)とも第1期の納期限である7月31日として取り扱っていました。

今般、他の自治体において法令解釈の認識誤りの影響による賦課誤りが発生していることから、令和5年8月24日に奈良県より、法令解釈の認識誤りによる賦課誤りの有無についての調査があり、当市でも調査に回答する過程で特別徴収の被保険者について、賦課決定ができない期間に増額又は減額の賦課決定を行った対象者がおられることが判明しました。

2.対象期間

平成29年度から令和4年度までに遡及賦課した、平成27年度分から令和2年度分までの介護保険料

3.対象人数及び金額、今後の対応

- (1)過大徴収分 7人 121,200 円
 - 今後の対応おお詫びの文書と還付手続きのご案内を送付します。
- (2) 過大環付分 2人 37.130円
 - 今後の対応 時効により賦課権が消滅していることから、返還は求めません。

4.再発防止策

法改正の際には、国・県に確認して正確な法令解釈を行うとともに、システム委託会社等とも情報共有及び業務の手順の確認を確実に行い、再発防止に努めます。

[お問い合わせ先]

〒639−2195

奈良県葛城市柿本166番地

葛城市 保健福祉部 介護保険課

担当 : 田中、巽

電話 :0745-44-5104

FAX :0745-69-6456

e-mail:kaigo@city.katsuragi.lg.jp